

「第7次尾花沢市総合振興計画」

事業実施計画 参考資料

## 令和8年度の主要事業

～将来像

このまちでともに生きる  
しあわせな時を刻むまち 尾花沢

の実現に向けた5つの柱～

- 政策の柱1 キラリと光る産業のまち
- 政策の柱2 ふるさと愛を育むまち
- 政策の柱3 健康長寿と絆のまち
- 政策の柱4 暮らしやすく 住み続けられるまち
- 政策の柱5 笑顔の花咲く 交流と協働のまち

政策の柱Ⅰ【産業振興】 キラリと光る産業のまち

NO.	事業名 (款-項-目)	事業費 (千円)	区分	事業概要	担当課	備考
1	「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援基金事業 (2-1-15)	2,552,719	拡充	【目的】 返礼品を通じた尾花沢の魅力発信とファンの拡大 【内容】 R8は寄附金17.0億円を見込む。(R7当初15.5億円) ふるさと納税返礼品はスイカ、米、牛肉、銀山宿泊、フルーツを主力に尾花沢のPRと尾花沢ファンの拡大を図る。	定住応援課	
2	企業版ふるさと納税基金事業 (2-1-15)	12,656	継続	【目的】 地方創生に向けた取り組みを広くPRし企業から応援いただくことで財源の確保を図る。 【内容】 企業に対する制度周知や情報発信、ポータルサイトの充実を通して寄附金増加を推進する。	定住応援課	
3	中山間地域等直接支払交付金事業 (6-1-3)	50,636	継続	【目的】 中山間地域の持続的な農業に関する活動支援 【対象】 市内活動組織 【内容】 市内25協定の活動を支援する。 (負担割合：国1/2、県1/4、市1/4)	農林課	
4	新規就農者育成総合対策事業 (6-1-3)	63,750	継続	【目的】 就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、新規就農者の育成及び確保 新規就農者育成総合対策事業 (R4以降の就農者) 【対象者】 経営開始から3年以内の新規就農者 【内容】 経営開始1～3年目は年間150万円、夫婦で就農の場合1.5倍。国補助率10/10	農林課	
5	儲かる農業支援事業 (6-1-3)	12,000	拡充	【目的】 本市農業の基幹品目である尾花沢すいかの産地基盤強化に資する取組みを支援 【対象】 地域計画の中心経営体、認定農業者、農業後継者、新規就農者 【内容】 夏すいか生産量日本一の維持、スマート農業技術の導入による生産性向上、周年農業の確立等を支援 ①新規就農者・農業後継者(経営移譲が確認できることが条件)が取り組む場合 補助率5/10以内(上限50万円) ②生産基盤の維持に取り組む場合(経営継続) 補助率3/10以内(上限40万円)等	農林課	
6	新規就農支援事業 (6-1-3)	32,207	継続	【目的】 夏すいか日本一の「尾花沢すいか」の産地ブランドを堅持するため新規就農者の確保から就農後までを一体的に支援する体制を構築する 【対象】 就農希望者・新規就農者 【内容】 就農希望者の開拓から就農までを体系的に支援する体制を整備し、新規就農者のステップアップを支援する。 ①尾花沢すいか農学校の運営 ②親元就農支援事業 ③新規就農者支援事業 ④研修生支援事業	農林課	
7	就農アドバイザー設置事業 (6-1-3)	3,794	新規	【目的】 新規就農者の育成・確保を図る。 【対象】 就農希望者・新規就農者 【内容】 新規就農者、すいか農学校への就農希望者等へのアドバイザーを配置	農林課	
8	尾花沢牛振興協議会負担金 (6-1-4)	12,000	拡充	【目的】 「雪降りや牛尾花沢」及び「尾花沢牛」のブランドの確立 【対象】 生産者、流通業者、消費者 【内容】 ①消費流通宣伝対策事業 事業費 9,000千円(牛肉まつり開催経費2,000千円含む) 広告媒体への記事掲載、販促物(雪降りや牛・尾花沢牛産地証明書、卓上のぼり旗、パンフレット等)、宣伝素材制作により産地PRを図る。 ②地産地消推進事業 事業費1,000千円 市内小中学校及び幼保育園へ地元牛肉を提供し地域畜産への理解醸成を図る。 ③雪降りや牛尾花沢アンバサダー事業 事業費1,500千円 ④雪降りや牛尾花沢PR看板整備 500千円	農林課	
9	宝栄牧場管理事業 (6-1-4)	11,601	拡充	【目的】 肉用牛、乳用牛の集団的育成と繁殖牛預託による畜産経営のコスト削減 【対象】 畜産経営体 【内容】 放牧計画 ①放牧頭数 肉用牛 計60頭～ ※R8:60頭、R9:60頭 ②放牧期間 5月下旬～10月下旬(150日程度)	農林課	
10	堆肥センターリニューアル事業 (6-1-4)	22,000	新規	【目的】 本市資源循環型農業の基幹拠点である堆肥センターの設備を更新し、耕畜連携を一層推進する。 【対象】 尾花沢堆肥センター 【内容】 発酵棟シャッター(出口3箇所)改修	農林課	

NO.	事業名 (款-項-目)	事業費 (千円)	区分	事業概要	担当課	備考
11	がんばる水産業支援事業 (6-1-4)	1,920	新規	【目的】 水産業を持続し成長する魅力ある産業にしていくとともに、内水面漁業地域の振興を図る取組みを支援する。 【内容】 ・鮭採取用箕子製作・孵化場ポンプ更新工事 ・補助率：4/5（県2/5以内、市2/5）	農林課	
12	多面的機能支払交付金事業 (6-1-5)	253,972	継続	【目的】 市内活動組織が実施する農業の多面的機能の維持・発揮 【対象】 市内活動組織 【内容】 市内37活動組織が行う地域活動や営農活動を支援する。 補助率：国1/2、県1/4、市1/4	農林課	
13	基幹水利施設ストックマネジメント事業 (6-1-5)	8,721	継続	【目的】 県営土地改良施設の老朽化に伴う維持・修繕（長寿命化） 【対象】 事業主体：山形県 【内容】 村山北部地区基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金の拠出（負担割合：国50、県25、市8.5、大石田町1.5、区15） ①村山北部2地区水利整備事業 ・総事業費：378百万円 ・工事期間：R1～R7 ②村山北部3地区水利整備事業 ・総事業費：578百万円 ・工事期間：R2～R7 ③村山北部4地区水利整備事業 （負担割合：国50、県29、市11.9、大石田町2.1、区7） ・総事業費：427百万円 ・工事期間：R3～R9	農林課	
14	県営事業負担金 (6-1-5)	5,727	継続	【目的】 県営基幹水利施設の維持管理 【対象】 事業主体：山形県 【内容】 県単事業負担金の拠出 ①基幹水利施設管理事業 （負担割合：市85、大石田町15） ・ダム+用水管理センター ・鶴子頭首工+左岸用水路 ・鶴巻田頭首工+右岸用水路 ②広域農業用水適正管理対策事業（旧堰撤去） R6～R9 総事業費 54,000千円 （負担割合 国58% 県23% 市町19%（市85%、町15%））	農林課	
15	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (6-1-5)	22,000	継続	【目的】 老朽化したため池等の長寿命化工事（防災減災） 【対象】 事業主体：山形県 【内容】 事業主体：県（県単事業負担金の拠出） ため池整備事業 地震・豪雨対策型 R4～R10 総事業費 825,000千円 （負担区分 国55% 県34% 市11%）	農林課	
16	尾花沢市エコエリア推進事業 (6-1-7)	4,800	継続	【目的】 堆肥等有機性資源の利活用の促進、環境保全型農業の普及推進 【対象】 尾花沢市エコ農業推進協議会 【内容】 市内受託散布組織を通じて主食用水稲栽培水田に堆肥散布した場合、堆肥価格・散布料及び特別栽培米取組みを支援する。	農林課	
17	林業総務費 (6-2-1)	20,580	継続	【目的】 市内林業に関する各種計画や管理運営、団体支援等を総合的に実施する 【対象】 関係団体等 【内容】 ①尾花沢市森林計画の管理 ②尾花沢市林業振興協議会の運営 ③尾花沢市緑の少年団運営協議会の運営 ④ブナ共生の森の管理 ⑤森林情報システムの管理 ⑥森林環境譲与税基金積立 ほか	農林課	

NO.	事業名 (款-項-目)	事業費 (千円)	区分	事業概要	担当課	備考
18	有害鳥獣対策事業 (6-2-1)	22,789	拡充	<p>【目的】 有害鳥獣による市民及び農作物等の被害防止・軽減</p> <p>【対象】 農家、各地区、尾花沢市鳥獣被害防止対策協議会等</p> <p>【内容】 ①尾花沢市鳥獣被害防止対策協議会補助金 ②有害鳥獣被害対策推進事業（県1/4、市1/4補助） 電気柵設置補助金 10箇所 ③農作物有害鳥獣対策事業費補助金（市1/3補助） 電気柵設置補助金 30箇所 ④狩猟免許新規取得者補助金 ⑤地域ぐるみによる多面的有害鳥獣被害防止対策推進事業 基礎的被害防止活動 定額300千円×15地区 発展的被害防止活動 上限200千円×10地区 （補助率10/10） ⑥猟友会新規加入奨励金 ⑦ジビエ調査研究 ⑧緊急銃猟の出動手当等</p>	農林課	
19	遊休農地リフレッシュ&アクション事業 (6-1-3)	4,000	継続	<p>【目的】 荒廃農地の解消</p> <p>【対象】 認定新規就農者、地域計画に位置付けられた中心経営体及び地域計画の担い手、荒廃農地の所有者</p> <p>【内容】 ①荒廃農地の解消のため、農地の障害物除去や整地等の再生作業等に要する経費に県が1/4、市1/4を助成する。 （※ 対象面積 20㎡以上の農地） ②市単独助成 市1/3助成 ①、②とも事業費上限2,000千円未満</p>	農業委員会	
20	高齢者等買物支援事業 (3-1-2)	700	継続	<p>【目的】 高齢者などの買い物困難者に対する支援と、商店街の購買力向上</p> <p>【対象】 市内の高齢者を含む自力での買い物が困難な方</p> <p>【内容】 電話注文で受け付けた商品を、自宅まで無料で配達する。</p>	商工観光課	
21	じもと就職応援スタートアップ激励金 (5-1-1)	3,000	継続	<p>【目的】 地元就職の促進、本市への定着・回帰</p> <p>【対象】 市内企業に就職し本市に住所を置く新卒者 ※新規就農者、公務員は除く</p> <p>【内容】 本市に住民登録し、市内の企業に就職した新卒者に対して激励金200千円を交付する。</p>	商工観光課	
22	シルバー人材センター運営支援事業 (5-1-1)	8,600	継続	<p>【目的】 高齢者の就業機会創出を通じた、生きがいの充実や社会参加の促進</p> <p>【対象】 公益社団法人尾花沢市シルバー人材センター（60歳以上の市民）</p> <p>【内容】 高齢者の就業の機会を確保し提供することにより、高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりと就業意欲の向上を図るため、シルバー人材センターの運営を支援する。</p>	商工観光課	
23	中小企業振興資金融資保証料補給事業 (7-1-2)	13,300	継続	<p>【目的】 中小企業者の経営安定と中小企業の振興</p> <p>【対象】 中小企業者</p> <p>【内容】 中小企業者に対する事業資金の融資を円滑迅速に行うため、借入時の保証料総額に対し、山形県信用保証協会との契約に基づく補給割合により算定した額を補給する。</p>	商工観光課	
24	商業店舗活性化事業 (7-1-2)	3,260	縮小	<p>【目的】 商業店舗のリニューアル及び空き店舗の活用並びに自然災害等により被災した商業店舗の営業再開を支援し、商業振興を図る。</p> <p>【対象】 中小企業者</p> <p>【内容】 ①リニューアル事業 外装・内装費に要する経費が20万円以上の事業に対し、100分の30を乗じた額で、30万円を限度とし補助金を交付する。 ②被災した商業店舗の営業再開事業 外装・内装及び器具・備品購入に要する経費に100分の50を乗じた額で、80万円を限度とし補助金を交付する。 ③空き店舗を活用し商業店舗を出店する事業に対し、賃借料の5割に相当する額で、1店舗につき月額2万円を限度とし補助金を交付する。（1店舗あたり3年間）</p>	商工観光課	
25	中小企業振興資金利子補給事業 (7-1-2)	23,000	継続	<p>【目的】 中小企業者の経営安定と中小企業の振興</p> <p>【対象】 中小企業者</p> <p>【内容】 売上高の減少等により経営に支障が生じている中小企業者が尾花沢市中小企業振興資金融資制度を利用した際に、借入時の利子の一部を補給する。 ※取扱金融機関との約定利率が1.6%以上の場合は0.8%、1.6%未満の場合は1/2以内の利子を補給する。</p>	商工観光課	

NO.	事業名 (款-項-目)	事業費 (千円)	区分	事業概要	担当課	備考
26	商業活性化事業 (7-1-2)	1,300	継続	【目的】 地元購買力の活性化に向けたイベント事業、店舗の魅力を高める取組みへの支援を通じた商業の振興 【対象】 商工会、商店街協同組合、商工業団体 【内容】 商工振興補助金(商工業者団体が行う地元の購買力を活性化する事業)を交付し、各種イベント・事業を展開し、商店街の活性化につなげる。	商工観光課	
27	プレミアム商品券発行事業 (7-1-2)	18,400	継続	【目的】 市内各店舗で使用できるプレミアム付商品券の発行を通じた、地元消費購買力の拡大及び地域経済の活性化 【対象】 元気おばね商品券取扱加盟店(商工会、商店街協同組合)、市民 【内容】 商工振興補助金(商工業者団体が行う地元の購買力を活性化する事業)を交付し、プレミアム商品券を発行する。	商工観光課	
28	地域商工業振興事業 (尾花沢もっとまるだし未来まつり) (7-1-2)	2,400	継続	【目的】 商工業者と市民・消費者の「ふれあいの場」の提供による地域の振興と活性化、地元企業への就職と本市への定着 【対象】 尾花沢市商工会 【内容】 商工振興補助金(商工業者団体が行う地域商工業振興事業)を交付し、地域内の消費活動を喚起するとともに、市民に「市内企業等を知ってもらう機会、体験する機会」を創出する体験型のイベントを開催する。	商工観光課	
29	特定地域づくり事業	4,790	継続	【目的】 市外からの働き手を呼び込むとともに、市内から働き手が流出せぬよう、安定した雇用の受け皿となる特定地域づくり事業協働組合に対して財政支援を行う。 【内容】 運営費の1/2を補助。	定住応援課	
30	(一社)尾花沢市観光物産協会補助金 (7-1-3)	9,438	継続	【目的】 観光誘客拡大、地元物産品の流通促進、観光客受け入れ体制の強化 【対象】 (一社)尾花沢市観光物産協会 【内容】 ①運営補助金6,938千円 ②観光周遊企画等事業補助2,500千円	商工観光課	
31	徳良湖スノーランド運営事業 (7-1-3)	3,827	継続	【目的】 雪国ならではの体験提供を通じた誘客拡大 【内容】 雪国ならではの観光資源の一つとして、体験型コンテンツ(徳良湖スノーランド)を運営する。	商工観光課	
32	徳良湖周辺施設整備事業 (7-1-3)	18,128	継続	【目的】 徳良湖周辺における観光地としての魅力向上 【内容】 ・自然研修センター屋根吹き替え工事 ほか	商工観光課	
33	四大まつり実行委員会負担金 (7-1-3)	20,020	継続	【目的】 観光誘客拡大 【対象】 四大まつり実行委員会 【内容】 四大まつり中、徳良湖まつり(1,400千円)、花笠まつり(12,840千円)、雪まつり(5,780千円)の開催経費を負担する。	商工観光課	
34	ふるさと交流促進協議会補助金 (7-1-3)	5,000	継続	【目的】 市外・県外を対象とした観光PR、観光誘客拡大 【対象】 尾花沢市ふるさと交流促進協議会 【内容】 観光誘客・特産物販路拡大事業、観光案内事業、都市交流事業等を展開する。	商工観光課	
35	銀山温泉観光施設維持管理補助金 (7-1-3)	2,000	継続	【目的】 銀山温泉の観光客受け入れ体制の強化 【内容】 除雪費用や公衆トイレ清掃強化、混雑期の警備費用、ガス灯の整備に係る費用の一部を補助する。	商工観光課	
36	銀山温泉家並保存整備事業補助金 (7-1-3)	2,000	継続	【目的】 銀山温泉地区における特徴的建物群の保存、温泉街景観の保持を通じた観光振興 【内容】 保存地域内において、施工基準に基づいて建築、修繕若しくは模様替えを行なう者に対して、それらに係る費用の一部を補助する。	商工観光課	
37	花笠高原スキー場運営事業 (7-1-3)	21,800	継続	【目的】 花笠高原エリアの魅力向上、誘客促進 【内容】 雪国ならではの観光資源の一つとして、花笠高原スキー場を運営する。 ・スキー場運営 ・コース環境整備	商工観光課	

NO.	事業名 (款-項-目)	事業費 (千円)	区分	事業概要	担当課	備考
38	尾花沢市グローバル人材サポート 「日本語教室」 (7-1-4)	520	継続	【目的】 外国人労働者の人材育成を支援し、企業の生産性向上を図る。 【対象】 市内企業の外国人労働者 【内容】 日本語教師を招き、日本語教室を開催。 年間20回×2時間（日本語レベルN4相当を目標）	商工観光課	
39	新規学卒者採用予定企業PR事業 (7-1-4)	413	継続	【目的】 地元就職の促進、本市への定着・回帰 【対象】 高校生、中学生 【内容】 新規学卒者採用を予定している市内企業のガイドブックを作成し、高校3年生と中学3年生世代の子どもがいる世帯へ配布する。併せて、中学生の職場体験等の副読本として使用する。	商工観光課	
40	資格取得促進事業 (7-1-4)	1,500	継続	【目的】 市内企業従業員の技術力向上による企業力の向上と、求職者の就労支援による雇用の安定化 【対象】 ①市内企業 (就労している正規雇用者又は非正規雇用者) ②市内在住の求職者 【内容】 従業員の能力向上や求職者の就労につながる国家資格、公的資格又は免許等の取得に要する受講料（教材費含む）、受験料、資格登録料等の経費に対し、以下のとおり支援する。 ①市内企業の場合：資格取得に係る経費の2分の1で、就労者一人当たり30千円を限度とし、1事業所150千円上限 ②求職者の場合：一人当たり50千円を限度	商工観光課	
41	中小企業者等戦略的人材育成支援事業 (7-1-4)	1,000	継続	【目的】 新たな事業展開や取引拡大、生産性の向上等のために必要な「戦略的な人材育成の取組み」への支援 【対象】 市内企業 【内容】 専門的な知識や技術の習得等既存従業員の能力向上を図るために行う社内研修や社外研修（受講により習得した知識や技術等の活用を計画しているもの）に必要な、講師謝金や受講料等の経費の一部を補助する。 (事業に要する経費の3分の2で、200千円を限度)	商工観光課	
42	企業振興アドバイザー事業 (7-1-4)	4,454	継続	【目的】 本市既存企業の振興と企業誘致等の推進 【対象】 専門的知識や経験、指導力等を有する人材 【内容】 企業訪問等により企業の業況や課題を把握し、関係機関と連携しながら経営改善・向上に向けた助言、施策の実施を行う。	商工観光課	
43	市内企業PR事業 (7-1-4)	210	継続	【目的】 受注拡大による経営の向上や関連企業の誘致を目指した市内企業のPR 【対象】 市内製造業 【内容】 製品・技術の特徴や保有する生産設備等の情報を掲載したガイドブックを作成し、県内外の企業訪問時等で配布する。	商工観光課	
44	創業支援事業 (7-1-4)	6,000	拡充	【目的】 地域の創業を促進させるため、関係機関と連携し、創業希望者に対する支援を行う。 【対象】 創業希望者 【内容】 創業支援担当者を配置し「ワンストップ創業相談窓口」を設け、各支援機関との連携を図り創業を支援する。地域における創業促進と定着を図るため、補助金制度を創設	商工観光課	
45	少年少女発明クラブ運営支援事業 (7-1-4)	1,000	新規	【目的】 少年少女発明クラブの運営を支援し、デジタル人材の育成を図る。 【対象】 少年少女発明クラブ 【内容】 プログラミング学習に使用するパソコン購入費の一部を負担する。	商工観光課	
46	ワーク・ライフ・バランス実践企業支援事業 (10-4-2)	300	継続	【目的】 仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進 【対象】 市内に活動拠点を有する企業、事業所、法人、団体等（国及び地方公共団体を除く） 【内容】 「やまがたイクボス同盟」へ加入するとともに、ワーク・ライフ・バランス推進員を選任した企業について、次の要件を満たした場合、奨励金を交付する。（100千円交付） ①女性の管理職登用 ②男性社員の育児休業取得 ③法定を超える介護休業、休暇の取得 ④就学前の子を養育する女性を正規社員として雇用	中央公民館	

政策の柱2【子育て・教育】 ふるさと愛を育むまち

NO.	事業名 (款項目)	事業費 (千円)	区分	事業概要	担当課	備考
47	ふるさと暮らし応援事業 (2-1-11)	45,590	継続	<p>【目的】 定住・移住の促進</p> <p>【対象】 市民及び市外からの移住者</p> <p>【内容】</p> <p>①宅地取得等助成事業 ・10%で上限500千円、子育て世帯等の場合は20%で上限1,500千円 ・空き家購入費を含む宅地取得の場合、10%で上限1,000千円、子育て世帯等の場合は20%で上限2,000千円</p> <p>②新築住宅等助成事業 ・建築費の10%で上限1,000千円。市内業者加算500千円、子育て世帯等加算200千円 ・現在居住する住宅を解体し市内に建て替える場合、建替加算300千円</p> <p>③空き家活用支援事業 ・空き家購入者への改修支援（移住者・子育て世帯等）2/3で上限1,000千円 ・家財道具処分費用2/3で上限200千円</p> <p>④民間賃貸住宅等家賃助成 ・婚姻後1年以内で世帯全員が40歳未満又は転入後3年以内の世帯は、家賃月額20%で上限20千円（最長4年間） ・転入後3年以内のひとり親の子育て世帯は、家賃月額30%で上限30千円（最長4年間）</p> <p>⑤民間賃貸住宅建設利子助成事業 ・民間賃貸住宅建設資金の利子1/2で上限600千円（最長3年間）</p> <p>⑥結婚新生活支援事業 ・新婚世帯への住まいの助成（住居費、引っ越し費用）所得要件あり 夫婦とも29歳以下の世帯上限600千円、夫婦とも39歳以下の世帯上限300千円</p> <p>⑦克雪住宅建設等助成事業 ・事業費の30%上限600千円、子育て世帯等または高齢者世帯40%上限800千円</p> <p>⑧消融雪装置設置助成事業 ・事業費の30%上限600千円、子育て世帯等または高齢者世帯40%上限800千円 ・除雪機械の購入費の10%上限150千円</p>	定住応援課	
48	結婚・出産祝品支給事業 (2-3-1)	7,280	継続	<p>【目的】 婚姻、出産への祝品贈呈による少子化対策、定住促進</p> <p>【対象】 本市に住民登録があり、引き続き本市に居住する者</p> <p>【内容】 対象者が婚姻届・出生届を提出した際祝品を贈呈 ・結婚祝品：1組につき現金10万円を贈呈 ・出産祝品：現金10万円、地場産品7千円相当を贈呈</p>	市民税務課	
49	こども家庭センター事業 (3-2-2)	7,308	継続	<p>【目的】 改正児童福祉法により、母子保健と児童福祉の連携を強化し一体的な相談支援体制を構築するため、福祉事務所内にこども家庭センターを設置する。</p> <p>【対象者】 支援の必要な妊産婦、子育て世帯、子ども等</p> <p>【内容】 ・センター長、統括支援員、こども家庭支援員の配置 ・サポートプランの作成 ・関係機関等との総合調整 ・対象者の実情把握/情報提供、必要な調査、指導 ・福祉相談</p>	福祉課	
50	保育料完全無償化事業 (3-2-3)	4,716	継続	<p>【目的】 0～2歳未満の第5階層以上の保育料を無償化し、仕事と家庭の両立を推進するもの。</p> <p>【対象】 市内在住の認定保育所等へ入所している児童</p> <p>【内容】 現状、0～2歳未満の第5階層以上（世帯収入約600万円以上）の子育て世帯は保育料が生じている。仕事にやりがいを持ちながら経済的負担を感じず安心して子育てできる環境を構築するため、当該区分の保育料を無償化する。 延長保育料については、これまでどおり徴収。</p>	福祉課	
51	私立保育園・幼稚園副食費助成事業 (3-2-3)	6,116	継続	<p>【目的】 子育て世帯の経済的負担の軽減のため、3歳以上児の副食費を無償とする</p> <p>【対象】 市内在住の保育所等へ入所している児童</p> <p>【内容】 国の免除対象者以外の3歳以上児の副食費（給食費）月4,900円/人を助成する。</p>	福祉課	
52	保育所ICT化推進事業 (3-2-3)	990	継続	<p>【目的】 保育業務のICT化により保育士の業務負担軽減と保護者の利便性向上を図る</p> <p>【対象者】 保育園児及び保護者</p> <p>【内容】 保育業務支援システムを活用し、保護者は子どもの出欠・遅刻の連絡や登降園情報、園からの連絡をスマートフォンアプリで確認。保育園では、各種帳票作成をシステムで一元化し、業務の省力化を図る。</p>	福祉課	

53	放課後児童クラブ利用者支援事業 (3-2-4)	3,000	継続	<p>【目的】 放課後児童クラブの利用が必要な児童が、利用料の負担を理由に利用を控えることがないように支援の拡充を図るもの</p> <p>【対象】 低所得子育て世帯及び多子世帯</p> <p>【内容】 放課後児童クラブ利用料（最大9,000円/月）に対して要保護世帯、同時入所3人目については無償化。準要保護世帯については最大8,000円、同時入所2人目の子育て世帯については最大5,000円補助する。</p>	福祉課
54	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (3-2-4)	1,680	新規	<p>【目的】 保育施設に通園していない児童を対象に、月一定時間まで保育施設を利用できるようにする</p> <p>【対象】 0歳6か月～満3歳未満の保育施設に通園していない児童</p> <p>【内容】 新たに国で制度化される「こども誰でも通園制度」を保育施設にて実施する。</p>	福祉課
55	地域こどもの生活支援強化事業 (3-2-2)	1,000	新規	<p>【目的】 すべての子どもが、安全で安心して気軽に立ち寄ることができる居場所をもち、多様な体験活動に接することで、自己肯定感や自己所有感を高め、身体的・精神的・社会的にウェルビーイングで成長できるように「こどもまんなか」の居場所づくりを行う。</p> <p>【対象】 小学生</p> <p>【内容】 保護者の就労形態に関わらず、すべての子どもを対象とし、工作やスポーツ、料理など子どもたちが夢中になれる多様なプログラムを用意し、体験活動の機会を提供する。</p>	福祉課
56	子育て支援医療給付事業 (3-2-1)	48,099	継続	<p>【目的】 乳幼児等の医療の確保と健康な発育支援を通じた、次の世代を担う子どもを生み育てやすい社会環境の整備</p> <p>【対象者】 0歳から18歳（到達後最初の3月31日まで）</p> <p>【内容】 対象経費である医療保険各法に規定する自己負担額を給付する。</p>	健康増進課
57	母子保健事業 (4-1-1)	8,234	拡充	<p>【目的】 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援を通じ市民の健康増進を図る</p> <p>【対象】 妊産婦、乳幼児とその保護者</p> <p>【内容】 ①母子健康手帳交付、妊婦健康診査の助成による妊産婦の健康管理 ②乳幼児健康診査に、令和7年度から5歳児健康診査を追加し、障害や疾病の早期発見・早期支援を実施する。 ③妊婦健康診査費用の助成額を増額【拡充】 ④多胎妊婦への妊婦健康診査費用の新規助成【新規】 ⑤産婦健診、1か月児健診費用を公費助成【新規】</p>	健康増進課
58	妊婦支援給付・包括相談支援事業	6,459	継続	<p>【目的】 全ての妊婦が安心して出産・子育てが出来るよう「相談支援の充実」と「経済的支援の充実」を一体的に実施する。</p> <p>【対象】 妊産婦、乳児</p> <p>【内容】 妊娠届・妊娠8か月・出生後乳児家庭訪問時に保健師による支援を実施し、妊娠届出時に給付金5万円、出生後にこどもの数×5万円の給付金を支給（流産・死産等含）。</p>	健康増進課
59	産後ケア事業 (4-1-1)	699	継続	<p>【目的】 産後支援が必要な産婦乳児の心身のケアを通じた、母子の健康維持増進と虐待予防早期発見</p> <p>【対象】 産後1年未満の産婦、乳児で育児不安や心身不調等ハイリスク該当の方、その他必要とする方</p> <p>【内容】 宿泊型（産科医療機関）、訪問型（開業助産師）に加え、令和7年度から通所型（産科医療機関）を整備。専門職による支援を受けることができる。</p>	健康増進課
60	不妊治療（先進医療）費用助成事業 (4-1-1)	500	継続	<p>【目的】 不妊治療の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【対象】 尾花沢市に住所を有する夫婦（夫婦いずれか一方でも可）厚生労働大臣の定める基準により先進医療として告示されている不妊治療で、保険診療となる生殖補助医療と合わせて治療を受ける方。</p> <p>【内容】 1回あたり10万円（上限）を助成</p>	健康増進課
61	感染症等予防事業（妊婦の季節性インフルエンザ予防接種助成事業・幼児のおたふくかぜ予防接種助成事業） (4-1-1)	295	新規	<p>【目的】 安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりを整備する。</p> <p>【対象】 季節性インフルエンザ：妊婦 おたふくかぜ：1歳児、年長児</p> <p>【内容】 各予防接種の費用を助成する。</p>	健康増進課
62	健康増進事業（単独） 歯科パノラマ線写真検査事業 (4-1-6)	700	新規	<p>【目的】 児童が乳歯から永久歯に生え変わる時期に歯科パノラマ線検査を実施し、永久歯の萌出時のトラブルを早期発見し、治療につなげることにより、歯と口腔の健康を推進する。</p> <p>【対象】 小学2年生の児童</p> <p>【内容】 市内協力歯科医院と委託契約を結び、対象者は個別で検査を受ける。対象者へ受診券を発行し、受診者は自己負担なしで受診する。</p>	健康増進課

63	尾花沢こども未来プラン (第Ⅱ期 R8-R10) (10-1-2、10-2-2、 10-3-2)	6,027	継続	【目的】 未来の尾花沢の創り手となる子どもたちの学力と社会力の育成 【対象】 小中学生 【内容】 ①基礎学力育成→読解力・理解力調査の実施と分析結果を活用した授業改善 ②英語教育の推進→English Camp、英会話スクール ③夢・志教育の充実→F-Tスクール、先輩から学ぶキャリア教育	教育指導室	
64	教育支援センター設置事業 (10-1-2)	21,265	新規	【目的】 不登校の児童生徒一人ひとりに合わせた個別支援や社会的自立を促す他、学校生活に関わる不安や悩み等に対応 【対象】 小中学生とその保護者、教員 【内容】 ①教育相談専門員1名の配置 ②不登校対策支援員2名の配置 ③個別学習支援「スマイルホーム」の実施	教育指導室	
65	おもたか奨学金返済支援事業 (10-1-2)	—	継続	【目的】 市内定住の意識付けによる人材育成、若者帰郷・定着の促進 【対象】 R3年以降に貸付認定を受け、市内に定住したおもたか奨学生 【内容】 高校等卒業後、市内に5年間定住した場合に、それまで返済した償還金を全額助成（最短で令和12年度から予算化。標準@259,200円/人）し、その後の奨学金の返還を全額免除する。	教育指導室	
66	小学校統合推進事業 (10-2-1)	6,753	継続	【目的】 令和10年度の小学校統合に関わる事業 【対象】 市内5小学校 【内容】 市内5つの小学校を1つに統合し開校するための準備全般 ①小学校統合準備委員会の運営 ②校歌の制作 ③備品設備等の検討等	こども教育課	
67	コンピュータ等整備事業 小学校(10-2-1) 中学校(10-3-1)	55,085	拡充	【目的】 コンピュータ等の整備 【対象】 小中学生及び教職員 【内容】 GIGAタブレット関連、電子黒板	こども教育課	
68	小学校スクールバス運行管理費 (10-2-1)	42,285	継続	【目的】 児童の安全・安心な登下校 【対象】 小学生 【内容】 小学校スクールバス運行管理費(福原小、尾花沢小、宮沢小、玉野小、常盤小) ※校外学習を含む	こども教育課	
69	スクールバス購入事業 (10-2-1、10-3-1)	38,243	拡充	【目的】 児童生徒の安全・安心な登下校 【対象】 小中学生 【内容】 老朽化した車両を4台を更新し、安全・安心な登下校を目指す。	こども教育課	
70	小学校教育振興費 (10-2-2)	65,942	継続	【目的】 充実した学習環境の整備 【対象】 小学生 【内容】 ①学力向上対策事業 ②特別支援教育支援員配置事業 ③読書力向上推進員配置事業 ④ICT推進事業 など	教育指導室	
71	学校給食費完全無償化事業 (自校方式) (10-2-2)	30,951	継続	【目的】 学校給食を通じた、心身の健全な発達 【対象】 小学生 【内容】 自校式給食提供の3校に対し、給食費全額を補助	こども教育課	
72	統合小学校建設事業 (10-2-3)	3,709,158	継続	【目的】 児童のより良い教育環境の整備 【対象】 児童 【内容】 児童にとって望ましい教育環境を整備する。 ①統合小学校新設工事 ②地中熱融雪設備設置工事 ③工事監理業務委託 ④学校林製材加工業務 ⑤外構工事実施設計変更業務	統合小学校建設課	
73	中学校統合推進事業 (10-3-1)	2,376	継続	【目的】 令和8年度の中学校統合に関わる事業 【対象】 尾花沢中学校 【内容(令和8年度)】 閉校した中学校の備品等の整理(校旗の額装)	こども教育課	

74	尾花沢中学校整備事業 (10-3-1)	3,000	継続	【目的】 生徒の健康を守り、学習に集中できる環境の整備 【対象】 尾花沢中学校 【内容】 エアコンを増設するための実施設計	こども教育課	
75	中学校スクールバス運行管理費 (10-3-1)	35,042	継続	【目的】 生徒の安全・安心な登下校 【対象】 中学生 【内容】 中学校スクールバス運行管理費（尾花沢中） ※休日の部活動等を含む	こども教育課	
76	中学校教育振興費 (10-3-2)	28,439	継続	【目的】 充実した学習環境の整備 【対象】 中学生 【内容】 ①学力向上対策事業 ②特別支援教育支援員配置事業 ③読書力向上推進員配置事業 ④ICT推進事業 など	教育指導室	
77	地方スポーツ振興事業 (部活動改革推進) (10-3-2)	3,509	新規	【目的】 運動部・文化部活動改革 少子化の中でも将来にわたり本市の児童生徒がスポーツ及び文化活動に継続して親しむことができる機会の確保 【対象】 中学生 【内容】 ①部活動地域移行コーディネーターの配置 ②スポーツ及び文化活動教室の開催 ③中学生受入地域団体支援	教育指導室	
78	学校給食費完全無償化事業 (センター方式) (10-3-3)	34,562	継続	【目的】 学校給食を通じた、心身の健全な発達 【対象】 小中学生（中学校1校、小学校2校） 【内容】 センター方式で提供する学校給食費の保護者負担を免除	こども教育課	
79	指定文化財及び市内文化財整備事業 (10-4-1)	350	継続	【目的】 指定文化財の保護、修繕等 【対象】 指定有形文化財の所有者及び保存団体等 【内容】 指定有形文化財及び市内文化財の保護修繕、周辺環境の整備等に対し、補助金を交付する。 ・社会教育事業費補助金：200千円 ・文化財保護事業補助金：150千円	社会教育課	
80	文化財キーパー設置事業 (10-4-1)	500	継続	【目的】 文化財保存・活用を円滑に進めるため、担い手の確保及び育成を目指す。 【対象】 18歳以上の希望者 【内容】 文化財キーパーとして登録し、文化財の保存に係る活動や、資料館等の企画・イベントの補助を有償で行う。また、文化財に関する知見を深めるため、研修会への参加を促す。	社会教育課	
81	ふれあい推進事業 (10-4-1)	2,384	継続	【目的】 市内の若者を中心に、出会いと交流の場を提供する。 【対象】 市結婚促進協議会「LaLaネット」、市民 【内容】 ・ララネットを中心とした婚活事業 (相談員2名の配置、広域仲人ネットワークへの参加) ・広域婚活事業への参加 (婚活イベントの情報提供) ・Aiナビやまがたの登録推進 (登録料の一部補助) ・若者の交流促進 (婚活、押し活)	社会教育課	
82	学校・家庭・地域の連携協働推進事業 (10-4-1)	2,584	継続	【目的】 まち全体で地域の将来を担う子供たちの育成、地域創生の実現 【対象】 小中学生 【内容】 山形県学校・家庭・地域の連携協働推進事業費補助金を活用し、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域創生の実現を目指す。 ①家庭学習支援（やまがた子育て講座等） ②放課後子ども教室（各地区実施） ③地域学校協働活動（教育活動推進員）	社会教育課	
83	史跡「延沢銀山遺跡」整備事業 (10-4-1)	5,812	継続	【目的】 国指定史跡の保存、活用 【対象】 国指定史跡延沢銀山遺跡 【内容】 改正文化財保護法に基づき、延沢銀山遺跡の保存・活用に関する具体的な内容を取りまとめる。	社会教育課	

84	図書購入事業 (10-4-4)	6,332	継続	【目的】 学習機会の提供と図書館の利用促進 【対象】 市民・利用者 【内容】 利用者のニーズに合わせた図書を購入し、学習機会の提供や図書館の魅力アップに繋げる	社会教育課	
85	文化体育施設整備、修繕事業 (10-4-7)	21,048	継続	【目的】 市民の文化と体育の向上・福祉の増進のための良好な環境の整備、充実 【対象】 市民・利用者、職員 【内容】 ①駐車場舗装補修工事 ②屋上サッシ部改修工事 ③コンベンションホール緞帳修繕等	社会教育課	
86	学習情報センター施設整備、修繕事業 (10-4-8)	18,275	継続	【目的】 市民の生涯学習の推進・情報交換・余暇活動の促進のための良好な環境の整備、充実 【対象】 市民・利用者、職員 【内容】 ①冷温水機更新工事 ②屋上防水（第5期） ③負荷開閉器工事等	社会教育課	
87	文化・スポーツ大会等出場激励金事業 (10-4-1)	500	継続	【目的】 激励金を支給し文化・スポーツ活動の意欲向上を図る。 【対象】 小学生以上の市民 【内容】 事業対象の東北大会以上の大会へ出場する高校生以上の者へ激励金支給 東北5千円、全国10千円、世界100千円	社会教育課	
88	文化・スポーツ合宿等誘致推進事業 (10-4-1)	400	継続	【目的】 尾花沢ファン拡大に向けた文化・スポーツ合宿誘致 【対象】 市内外の文化・スポーツ団体 【内容】 市内の宿泊施設に宿泊し、市内施設を利用する団体に対し、2,000円/人補助	社会教育課	
89	文化・スポーツ各種大会出場費支援事業(10-4-1)	1,000	継続	【目的】 文化・スポーツ大会出場経費の負担軽減を図り家庭環境に左右されない文化・スポーツ環境の振興を図る。 【対象】 児童・生徒（原則、部活動での大会出場を除く） 【内容】 県大会以上の大会出場経費に対して一部助成 対象経費：参加料、交通費、宿泊費（8,000円上限）等	社会教育課	
90	歴史の道整備事業 (10-4-1)	204	拡充	【目的】 山刀伐峠歴史の道の保全管理を行う。 【対象】 市野々地区 【内容】 山刀伐峠歴史の道の保全管理のため、下草刈り等の環境整備や看板設置撤去等の業務委託を行う。	社会教育課	
91	谷地橋遺跡発掘調査事業 (10-4-1)	300	新規	【目的】 令和7年9月に細野地区にある谷地橋遺跡で弥生土器が出土したことを受け、当該遺跡の時期・性格・規模をより詳細に把握するため。 【対象】 谷地橋遺跡（細野地区） 【内容】 調査範囲：弥生土器出土地点およびその周辺 調査方法：東北芸術工科大学に調査を委託し、手掘りによる層位観察と遺構・遺物の記録、資料の整理と報告書の作成。必要に応じて写真測量や土壌分析を実施。	社会教育課	
92	分館等整備費補助金 (10-4-2)	2,907	継続	【目的】 地域の活性化 【対象】 分館を整備しようとする集落等 【内容】 集落公民館の整備、新築、耐震診断工事等の事業に対し、補助金を交付する。	中央公民館	
93	ワーク・ライフ・バランス実践企業支援事業 (10-4-2)	300	継続	【目的】 仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進 【対象】 市内に活動拠点を有する企業、事業所、法人、団体等（国及び地方公共団体を除く） 【内容】 「やまがたイクボス同盟」へ加入するとともに、ワーク・ライフ・バランス推進員を選任した企業について、次の要件を満たした場合、奨励金を交付する。（100千円交付） ①女性の管理職登用 ②男性社員の育児休業取得 ③法定を超える介護休業、休暇の取得 ④就学前の子を養育する女性を正規社員として雇用	中央公民館	再掲載

政策の柱3【健康・医療・福祉】 健康長寿と絆のまち

No.	事業名 (款項目)	事業費 (千円)	区分	事業概要	担当課	備考
94	地域福祉活動推進事業 (3-1-1)	9,100	継続	<p>【目的】 ①尾花沢市社会福祉協議会への福祉活動専門員設置を通じた、福祉活動の促進、ボランティアの育成、地域の共助の意識の醸成 ②福祉協力員の活動経費支援及び高齢者の居場所づくりの推進</p> <p>【対象】 社会福祉協議会（福祉協力員・高齢者）</p> <p>【内容】 ①福祉活動専門員設置事業 4,300千円 福祉活動専門員を設置する際の経費の一部を補助する。 ②-1福祉ネットワーク事業3,000千円 各集落内で災害時の安否確認や日常での見守り、ゴミ出し買い物などの家事援助、除雪などを行う福祉協力員の活動を支援する。 ②-2ふれあいいきいきサロン開催1,800千円 高齢者の居場所づくりとして各集落、団体で行われるお茶のみ会に対して助成する。</p>	福祉課	
95	民生委員活動事業 (3-1-1)	6,311	継続	<p>【目的】 本市の地域福祉の推進に資すること及び民生委員児童委員及び主任児童委員活動の充実を図るもの</p> <p>【対象】 民生委員児童委員、主任児童委員（任期3年、R7改選）</p> <p>【内容】 ①民営委員児童委員協議会活動費補助金 ②民生委員児童委員活動費交付金（県費委託金）</p>	福祉課	
96	高齢者社会参加促進事業 ①高齢者おもいやりタクシー事業 ②高齢者移動サービス事業 (3-1-2)	14,847	継続	<p>【目的】 高齢者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を通じた、高齢者の生活利便性の向上と福祉の増進</p> <p>【対象者】 ①市内に住所を有し、かつ、現に居住している満65歳以上で普通自動車免許を持たない方 ②要介護4～5で、車イスまたはストレッチャー以外での移動が困難な方</p> <p>【内容】 ①高齢者おもいやりタクシー券（マイナンバーカードを活用した電子化又は紙券（500円/枚）を地区により年12～48枚交付） ※電子タクシー券にされた方は10枚分追加 ②リフト付タクシー券（回数制限なし・70%助成）</p>	福祉課	
97	障害者社会参加移動促進事業 (3-1-3)	4,323	継続	<p>【目的】 心身に重度の障害を有する者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を通じた、障害者の利便性の向上と福祉の増進</p> <p>【対象】 身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神保健福祉手帳1～3級</p> <p>【内容】 心身障がい者の移動に係るタクシー利用や自家用車の給油代について一部を助成する。 ①タクシー券（48枚/年・500円/枚） ②給油券（12枚/年・500円/枚） ③リフト付タクシー券（24枚/年・70%助成）</p>	福祉課	
98	きこえはっきり事業 (3-1-6)	200	継続	<p>【目的】 難聴者のコミュニケーションの向上を促進するもの</p> <p>【対象】 18歳以上で聴力レベル等一定の要件を満たす者</p> <p>【内容】 身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者に対し、補聴器購入費の1/4を助成する。（上限額を20千円）</p>	福祉課	
99	要援護者支援事業 (3-1-1)	410	継続	<p>【目的】 一人暮らし高齢者や障がい者（災害時要援護者）が、災害時に安全に避難でき、円滑な救助、援助を受けられるよう支援体制を強化するもの</p> <p>【対象】 市内に居住する一人暮らし高齢者、障害者等の災害時に支援を必要とする方</p> <p>【内容】 現行の災害時要援護者台帳システムを更新し、住宅地図情報に要援護者の住宅や避難所情報、個別避難経路、ハザード情報の4つのレイヤーを表示できるように改め、当該情報をシステム上で部署を横断し共有化することで、支援体制の強化を図る。</p>	福祉課	
100	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 (4-1-7)	4,052	継続	<p>【目的】 後期高齢者の健康増進及び健康寿命の延伸</p> <p>【対象】 後期高齢者</p> <p>【内容】 医療専門職を配置し、以下の業務を行う。 ・介護の地域支援事業・国保の保険事業との一体的実施に係る高齢者保健事業の企画・調整 ・KDB（国保データベース）システムを活用した健康課題の把握 ・医療関係団体等との連携 ・高齢者に対する支援（個別的支援、通いの場等への積極的な関与） 事業実施時には、広域連合との委託契約に基づき、以下の費用が交付される。 ・企画・調整・分析等の業務に従事する医療専門職の費用等</p>	健康増進課	

101	健康増進事業（単独） （4-1-6）	17,910	継続	<p>【目的】 各種検診・健康相談・保健指導の総合的な推進、生活習慣病等の予防・早期発見・重症化予防、市民の健康増進</p> <p>【対象】 市民</p> <p>【内容】 ①がん検診事業等 ②生涯元気づくりポイント事業 ③健康づくり事業費補助金 ④骨粗鬆症検診 ⑤歯周疾患検診</p>	健康増進課	
102	重粒子線がん治療支援事業 （4-1-6）	628	継続	<p>【目的】 公的医療保険対象外のがん治療費支援</p> <p>【対象】 市民</p> <p>【内容】 保険対象外重粒子線がん治療の費用を助成する。</p>	健康増進課	
103	高齢者等買物支援事業 （3-1-2）	700	継続	<p>【目的】 高齢者などの買い物困難者に対する支援と、商店街の購買力向上</p> <p>【対象】 市内の高齢者を含む自力での買い物が困難な方</p> <p>【内容】 電話注文で受け付けた商品を、自宅まで無料で配達する。</p>	商工観光課	再掲載
104	シルバー人材センター運営支援事業 （5-1-1）	8,600	継続	<p>【目的】 高齢者の就業機会創出を通じた、生きがいの充実や社会参加の促進</p> <p>【対象】 公益社団法人尾花沢市シルバー人材センター（60歳以上の市民）</p> <p>【内容】 高齢者の就業の機会を確保し提供することにより、高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりと就業意欲の向上を図るため、シルバー人材センターの運営を支援する。</p>	商工観光課	再掲載
105	フィットネス器具更新事業 （10-5-2）	3,670	継続	<p>【目的】 市体育館トレーニングジム利用者の安全確保と質の高いスポーツ環境の提供により健康づくりを推進する。</p> <p>【対象】 市体育館トレーニングジム利用者（市民）</p> <p>【内容】 フィットネス器具（筋力トレーニング）の一部更新 （3ヶ年事業の2年目）</p>	社会教育課	
106	スポーツチャレンジ推進事業 （10-5-3）	857	継続	<p>【目的】 スポーツ経験の有無に関係なく様々なスポーツを体験し身体を動かすことの楽しさを知ってもらう。</p> <p>【対象】 園児～小学生</p> <p>【内容】 市体育館を拠点にeスポーツを含め多種多様な体験ブース、教室を同日開催（尾花沢市民体育館）。</p>	社会教育課	再掲載

政策の柱4【都市基盤・住環境】 暮らしやすく 住み続けられるまち

No.	事業名 (款項目)	事業費 (千円)	区分	事業概要	担当課	備考
107	防災デジタルシステム運用事業 (2-1-12)	1,845	拡充	【目的】 住民に対し、情報伝達の多様化を図り、より多くの方に情報を届ける。また、DXを導入し、災害時における避難所運営や情報収集等の効率化を図る。 【内容】 デジタルシステムの検証及び、運用を行う。デジタルデバインドをなくすため、防災アプリ等の普及に向け、防災出前講座などで啓発、操作研修会を行う。	防災危機管理課	
108	防災行政無線整備事業 (2-1-12)	2,105	継続	【目的】 市内76ヶ所に設置してある防災行政無線屋外拡声子局及び6カ所の再送信局の平時、有事を問わない通年稼働のため、整備する。また、災害危険エリア等にお住まいの方に対し、無線機能の補完として戸別受信機を貸与する。 【内容】 戸別受信機を市が購入し、災害危険エリア等にお住まいの方で希望世帯に対し貸与する。	防災危機管理課	
109	孤立集落用情報伝達手段確保事業 (2-1-12)	516	継続	【目的】 孤立化のおそれのある集落との情報確認、伝達手段の確保 【内容】 IP無線機を配備することにより、孤立化するおそれのある集落との情報収集・伝達手段を確保する。(孤立集落用12台、本部連絡用1台)	防災危機管理課	
110	地域防災計画改訂事業 (2-1-12)	1,830	新規	【目的】 尾花沢市地域防災計画を最新の内容に更新し、より迅速な災害対応を行い、市民の安全安心の確保を図る。 【内容】 本市の現状分析を実施し、住民主体の防災の在り方や、広域受援体制の確立などを含めた本市の防災・消防の機能強化を図るための基礎となる計画を令和9年度末を目途に策定する。	防災危機管理課	
111	自主防災組織組織向上支援事業 (2-1-12)	1,970	継続	【目的】 自主防災組織の育成、強化を図るため、防災資機材購入に対し補助を行う。また、災害時における被害の防止及び軽減を図るため、防災訓練や防災に関する研修、講習会などの活動に対し、補助金を交付する。 【内容】 ・自主防災組織防災資機材購入事業費補助金：組織が防災資機材を購入する際補助(事業費の9/10、上限20万円) ・自主防災組織向上支援事業費補助金：組織が地区での自主的な防災訓練や研修会等の実施に対する補助(事業費の10/10、上限5万円程度)	防災危機管理課	
112	ふるさと暮らし応援事業 (2-1-11)	47,590	継続	【目的】 定住・移住の促進 【対象】 市民及び市外からの移住者 【内容】 ①宅地取得等助成事業 ・10%で上限500千円、子育て世帯等の場合は20%で上限1,500千円 ・空き家購入費を含む宅地取得の場合、10%で上限1,000千円、子育て世帯等の場合は20%で上限2,000千円 ②新築住宅等助成事業 ・建築費の10%で上限1,000千円。市内業者加算500千円、子育て世帯等加算200千円 ・現在居住する住宅を解体し市内に建て替える場合、建替加算300千円 ③空き家活用支援事業 ・空き家購入者への改修支援(移住者・子育て世帯等)2/3で上限1,000千円 ・家財道具処分費用2/3で上限200千円 ④民間賃貸住宅等家賃助成 ・婚姻後1年以内で世帯全員が40歳未満又は転入後3年以内の世帯は、家賃月額20%で上限20千円(最長4年間) ・転入後3年以内のひとり親の子育て世帯は、家賃月額30%で上限30千円(最長4年間) ⑤民間賃貸住宅建設利子助成事業 ・民間賃貸住宅建設資金の利子1/2で上限600千円(最長3年間) ⑥結婚新生活支援事業 ・新婚世帯への住まいの助成(住居費、引っ越し費用)所得要件あり 夫婦とも29歳以下の世帯上限600千円、夫婦とも39歳以下の世帯上限300千円 ⑦克雪住宅建設等助成事業 ・事業費の30%上限600千円、子育て世帯等または高齢者世帯40%上限800千円 ⑧消融雪装置設置助成事業 ・事業費の30%上限600千円、子育て世帯等または高齢者世帯40%上限800千円 ・除雪機械の購入費の10%上限150千円	定住応援課	再掲載
113	空き家利活用支援事業 (2-1-11)	662	継続	【目的】 空き家の有効活用を通じた、移住定住の促進と生活環境の保全、地域活性化 【対象者】 空き家所有者及び購入等希望者 【内容】 ①空き家空き地バンク登録家屋等の調査 ②バーチャル内覧の実施 ③空き家等の相談会や勉強会の実施	定住応援課	
114	高齢者運転免許返納支援事業 (2-1-8)	1,320	継続	【目的】 高齢者による交通事故の防止 【対象者】 65歳以上で運転免許自主返納者 【内容】 タクシー券、バス回数券、商品券のいずれか1つを20千円分贈呈する。	市民税務課	

115	路線バス運行事業 (2-1-10)	56,673	継続	【目的】 市営路線バス運行による市民の生活交通確保 【対象】 全市民 【内容】 ①市営路線バス運行委託料45,010千円 ②その他経費11,663千円	市民税務課	
116	公共交通再編事業 (2-1-10)	26,538	継続	【目的】 地域に応じた生活交通ネットワークの確保 【対象】 全市民 【内容】 地域に応じた交通ネットワークの確立を図る。 ①おばくる(対象地域を拡大) ②大石田駅通学線 ③丹生・安久戸バス ④ロケーションシステム運用	市民税務課	
117	AIデマンド交通運行事業 (2-1-10)	20,047	継続	【目的】 市中心部における公共交通の利便性の向上 【対象】 交通弱者を中心とした全市民 【内容】 ～9月AIデマンド交通「のらっしゃい」の実証運行 10月～本格運行予定	市民税務課	
118	再生可能エネルギー設備導入事業 費補助金 (2-1-14)	1,000	継続	【目的】 温暖化防止及び環境保全、資源循環型社会づくりと再生可能エネルギー設備の導入 促進 【対象】 市民 【内容】 ①太陽光発電設備(1kw*40千円 上限150千円) ②蓄電池設備(1kwh*20千円 上限100千円) ③木質バイオマス燃焼機器(設置費用の1/6 上限100千円) ④雪氷熱利用設備(設置費用の1/3 上限500千円) ⑤V2H設備(設置費用の1/6 上限100千円)	環境エネルギー課	
119	浄化槽設置整備事業 (4-1-3)	3,678	継続	【目的】 生活排水処理施設普及率の向上 【対象】 合併浄化槽を設置する市民 【内容】 合併浄化槽設置者への補助金 ①5人槽 414千円 ②6～7人槽 474千円 ③8人槽以上 660千円	環境エネルギー課	
120	配水管布設替事業 (簡易水道事業会計1-1-1)	76,653	継続	【目的】 簡易水道施設整備 【対象】 簡易水道施設 【内容】 石綿管及び老朽管の布設替	環境エネルギー課	
121	簡易水道基本料金免除 (簡易水道事業会計1-1-1)	19,800	新規	【目的】 物価高騰の影響による負担軽減 【対象】 簡易水道利用者(行政施設を除く) 【内容】 水道料金基本料金を7月から12月までの6か月間免除する。	環境エネルギー課	
122	上水道負担金(水道料減免分) (4-1-1)	34,000	新規	【目的】 物価高騰の影響による負担軽減 【対象】 上水道利用者(行政施設を除く) 【内容】 水道料金基本料金を7月から12月までの6か月間免除する。	環境エネルギー課	
123	尾花沢市猫の不妊去勢手術費補助 金	300	新規	【目的】 適正な飼養を行うことができない猫の不妊手術などの補助 【対象】 多頭飼育崩壊、日常的な屋外飼育により近隣住民から 糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫等 【内容】 不妊手術(上限1万円)、去勢(上限5千円)手術に要する費用への補助	環境エネルギー課	
124	河川流量調査業務委託事業	2,500	拡充	【目的】 小水力発電可能性調査の結果を踏まえ、細野地区内の一級河川臘気川の通年流量調 査の実施 【内容】 3ヵ年事業の初年度として流量調査を実施し、平均の基準値を算出する ・通年(月2回/年24回)の流量観測 ・算出された年水量、月水量から小水力発電の発電量を予測し、建設設計への基礎 材料とする	環境エネルギー課	
125	農業水路等長寿命化・防災減災事 業 (6-1-5)	22,000	継続	【目的】 老朽化したため池等の長寿命化工事(防災減災) 【対象】 事業主体:山形県 【内容】 事業主体:県(県単事業負担金の拠出) ため池整備事業 地震・豪雨対策型 R4～R10 総事業費 825,000千円 (負担区分 国55% 県34% 市11%)	農林課	再掲載

126	交通安全施設整備事業 (2-1-8)	7,000	継続	【目的】 雪に強いまちづくり推進 (自然災害に強いまちで、安全で快適な市民生活の実現) 【内容】 交通安全に係る施設の整備工事(ライン工事等)	建設課
127	防犯灯設置事業補助金 (8-2-1)	385	継続	【目的】 安全安心な市民生活の実現 【対象】 全集落 【内容】 新設や移設を中心に、1灯あたり上限35千円補助する。	建設課
128	除排雪経費 (8-2-2)	443,933	継続	【目的】 冬期間の道路交通の確保を通じた、地域の産業経済活動の安定と市民生活の安全安心の確保 【対象】 市民 【内容】 ①道路の除排雪業務委託料 350,000千円 ②消雪施設等修繕 1,800千円 ③除雪機械修繕 45,000千円 など	建設課
129	集落等雪対策支援事業費補助金 (8-2-2) ※除排雪経費の一部	1,400	継続	【目的】 冬期間の道路交通の確保を通じた、地域の産業経済活動の安定と市民生活の安全安心の確保 【対象】 各集落 【内容】 各集落における流雪溝管理組合等の組織化と、流雪溝維持管理体制の強化を図るとともに、除雪の雪押し場の確保など、地区の負担軽減と活動促進を図るための運営を補助する。 ①流雪溝の運営に対し、事業費の50%(上限100千円)を補助 ②除雪における雪押し場確保対策に対し、事業費の50%(上限100千円、ただし1箇所当たり3千円)を補助	建設課
130	生活道路除雪補助金 (8-2-2)	5,500	継続	【目的】 市除雪路線以外の3.4級市道及び生活道路の除雪費補助 【対象】 個人または任意団体 【内容】 市が行う除雪路線外で沿線に住居がある3級市道以下の路線に対し、補助する。生活道路除雪費補助金(幅員が狭く、除雪車が入れない箇所への支援) ①除雪費補助額 (@1,200円/m) ②消雪施設修繕費用分 上限500千円	建設課
131	地域一斉除排雪推進事業 (8-2-2)	400	継続	【目的】 地域住民共助による一斉除排雪 【対象】 地域住民 【内容】 地域一斉除排雪推進事業補助金上限200千円 住民と市が協力・連携して、集落等が地域住民共助による一斉除排雪作業を行う場合、 ①市ではロータリ除雪車による排雪積込 ②集落等が借り上げたダンプトラック代等の経費 1集落等当たり、上限200千円を補助する。	建設課
132	除雪情報提供システム(GPS)運用事業 (8-2-2)	6,655	継続	【目的】 「除雪の見える化」を通じた、効率的できめ細かな除雪体制の構築 【対象】 市民 【内容】 除雪情報提供システム(GPS)運用事業 ①通信運搬費(データ通信料等) 528千円 ②除雪情報提供システム等保守業務委託(長期継続契約 R12まで) 6,127千円	建設課
133	除雪機械購入事業 (8-2-2)	65,068	新規	【目的】 雪に強いまちづくりの推進 (自然災害に強いまちで、安全で快適な市民生活の実現) 【対象】 市民 【内容】 除雪ロータリ(2.2m級)	建設課
134	市道補修工事 (8-2-2)	10,000	継続	【目的】 雪に強いまちづくりの推進 (自然災害に強いまちで、安全で快適な市民生活の実現) 【内容】 ①市道舗装補修工事(オバーレイ・パッチング) ②道路構造物等補修(側溝・横断水路等)	建設課

135	道路新設改良事業（単独） （8-2-3）	108,031	継続	<p>【目的】 道路整備による、雪に強いまちづくりの推進</p> <p>【対象】 市道利用者、地区住民</p> <p>【内容】 ◎道路新設改良事業（道路改良、側溝整備、舗装補修、流雪溝整備等） 工事費 87,000千円 補償費 2,000千円 測量設計 16,600千円 （継続） 道路改良工事 3路線（Ⅲ-802号線（古殿）、原田線（原田）、Ⅲ-287号線（寺内）） 舗装工事 2路線（Ⅲ-637号線（北郷）、Ⅲ-668号線（原田）） その他 3件（丹生川外3河川冬期流量観測業務、重兵衛堰隧道測量業務、新堰消流雪用水利権取得資料作成業務） （新規） 測量設計（市道原田線視距改良事業） 単独工事 その他 2,431千円</p>	建設課
136	社会資本整備総合交付金事業 （8-2-3）	50,000	継続	<p>【目的】 道路整備による、雪に強いまちづくりの推進</p> <p>【対象】 市道利用者</p> <p>【内容】 ◎道路新設改良事業（道路改良、舗装補修、流雪溝整備等） 測量設計 50,000千円 （新規） 流雪溝整備事業 1路線（丹生中通り線（丹生）） 防雪柵整備事業 1路線（東荻原線（荻袋））</p>	建設課
137	緊急自然災害防止対策事業 （8-2-3）	90,000	継続	<p>【目的】 雪に強いまちづくりの推進と自然災害の防止</p> <p>【対象】 急傾斜地区域、市道利用者</p> <p>【内容】 ◎自然災害防止対策事業（舗装補修、側溝整備等） 工事費 90,000千円 （継続） 舗装補修工事 1路線（長根山線（二藤袋）） 側溝整備工事 2箇所（荻袋岩袋線（荻袋）、牛房野地区（急傾斜地対策））</p>	建設課
138	橋梁長寿命化事業 （8-2-4）	143,000	継続	<p>【目的】 橋梁等の長寿命化</p> <p>【対象】 市管理橋梁 140橋 トンネル 1本</p> <p>【内容】 橋梁長寿命化修繕計画に基づく、市管理橋梁の点検・診断及び補修、架け替え、撤去、計画策定。道路トンネルの個別施設計画に基づく、市管理トンネルの点検・診断及び補修、計画策定。 橋梁 ①点検・診断事業 30,000千円 ②橋梁補修事業 工事費 70,000千円 補修工事 3橋（岩谷沢橋（岩谷沢）、大海平跨線橋（大海平）、芦沢大橋（芦沢）） ③撤去事業 工事費 40,000千円 撤去工事 1橋（3-278-1号橋（寺内）） トンネル ①点検・診断事業 3,000千円</p>	建設課
139	行沢橋架け替え事業 【橋梁長寿命化事業】 （8-2-4）	30,000	継続	<p>【目的】 損傷の激しい行沢橋の架け替え事業</p> <p>【対象】 行沢橋</p> <p>【内容】 現橋梁 橋長 L=77.9m W=4.5m 新橋梁 橋長 L=74.2m W=7.0m（予定） 令和8年度 用地測量等 30,000千円</p>	建設課
140	都市計画マスタープラン改訂事業	7,176	新規	<p>【目的】 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の更新</p> <p>【内容】 令和8年度 改訂業務委託 7,176千円</p>	建設課
141	住宅リフォーム支援事業 （8-5-1）	43,192	継続	<p>【目的】 住宅リフォームへの支援を通じた、定住環境の整備</p> <p>【対象】 市内の住宅</p> <p>【内容】 民間住宅のリフォーム工事費に対して助成する。</p>	建設課
142	木造住宅耐震化事業 （8-5-2）	407	継続	<p>【目的】 木造住宅の耐震診断と補強計画の作成に補助を通じた、住民の安全の確保</p> <p>【対象】 耐震化されていない木造住宅</p> <p>【内容】 ①耐震診断 266千円 ②補強計画作成 141千円</p>	建設課
143	不良住宅除却促進事業補助金 （8-5-2）	10,000	継続	<p>【目的】 不良住宅の除却促進を通じた、住民の安全の確保</p> <p>【対象】 不良住宅</p> <p>【内容】 危険な状態の空き家になる前の解体を促進する。 除却に要する費用の80%を補助（上限1,000千円）</p>	建設課

144	危険ブロック塀等撤去費補助事業 (8-5-2)	300	継続	【目的】 危険ブロック塀等の除却促進を通じた、周辺住民の安全の確保 【対象】 危険ブロック塀等 【内容】 危険な状態のブロック塀等の除却を促進する。 除却に要する費用の2/3を補助（上限150千円）	建設課	
145	老朽空き家除却事業 (8-5-2)	5,000	拡充	【目的】 不良住宅の発生抑制を通じた、周辺住民の安全の確保 【対象】 空き家住宅 【内容】 不良住宅に該当しない住宅の解体を促進する。 除却に要する費用の40%を補助（上限500千円）	建設課	
146	市営住宅営繕事業（8-5-1）	2,379	拡充	【目的】 市営住宅の適切な維持管理 【内容】 給水ポンプ交換工事 1,364千円 駐輪場修繕工事 715千円 建築物屋根塗装修繕 300千円	建設課	
147	居住空間安全対策事業費補助金 (8-5-2)	400	継続	【目的】 住居周辺の災害復旧支援を通じた、安全の確保 【対象】 市民 【内容】 住居周辺において発生した災害の復旧について、災害復旧事業費の1/3を補助する。（上限100千円）。激甚災害に指定された災害が起因とする災害による場合には補助上限200千円へ拡充する。	建設課	
148	公共土木施設災害復旧事業（補助） (11-2-1)	50,000	継続	【目的】 道路、河川等の災害復旧 【対象】 市管理公共土木施設 【内容】 災害復旧事業 工事費 50,000千円 （異常気象に伴う公共土木施設災害復旧工事）	建設課	
149	公共土木施設災害復旧事業（単独） (11-2-1)	7,000	継続	【目的】 道路、河川等の災害復旧 【対象】 市管理公共土木施設 【内容】 ①公共災害測量設計 3,000千円 ②市単独災害復旧工事（小規模災害） 4,000千円	建設課	
150	消防庁舎整備事業 (9-1-1)	29,700	拡充	【目的】 働きやすい環境の整備 【内容】 冷温水発生器、冷却塔修繕	消防本部	
151	共同運用高機能消防 通信指令センター負担金 (9-1-1)	6,369	継続	【目的】 消防通信指令業務の高度化・専門化による災害対応力向上 【内容】 通信指令センター共同運用に係る負担金	消防本部	
152	救急業務DX推進事業 (9-1-1)	667	拡充	【目的】 傷病者に対する早期医療介入 【対象】 地区民・職員 【内容】 救急医療情報共有システムの活用、マイナ救急システムの利用	消防本部	
153	救急救命処置の拡充 (9-1-1)	500	新規	【目的】 消防力の充実強化 【対象】 職員 【内容】 救急救命士の処置拡大により、救命士が実施する救命処置用資機材の整備を行う。 R8ビデオ喉頭鏡 500千円	消防本部	
154	救助資機材等総合整備事業 (9-1-1)	3,100	拡充	【目的】 複雑多様化する災害に対応 【対象】 職員 【内容】 各種救助資機材の更新 R8 ドローン	消防本部	
155	消防団装備品購入事業 (9-1-2)	343	継続	【目的】 消防団の災害対応能力の向上 【対象】 消防団 【内容】 背負い式水囊 など	消防本部	
156	耐震性貯水槽設置事業 (9-1-3)	37,870	拡充	【目的】 大規模地震時にも機能する消防水利を確保 【対象】 消防吏員・消防団員 【内容】 耐震性貯水槽40㎡型設置（毎年2基予定）	消防本部	

政策の柱5【協働・行財政】 笑顔の花咲く 交流と協働のまち

No.	事業名 (款項目)	事業費 (千円)	区分	事業概要	担当課	備考
157	投票所環境整備事業 (2-4-3)	330	新規	【目的】 投票所の環境改善による投票率の向上 【内容】 冷房設備のない投票所に冷房設備をリースにより設置する。	選挙管理委員会	
158	市報発行事業 (2-1-6)	4,612	拡充	【目的】 市の出来事の記録保存のほか、市政情報や地域の話題等の発信を通じた住民同士のコミュニケーションのきっかけづくり 【対象】 市民、市内関係団体等 【内容】 ・市報おばなざわ(毎月1日発行)5,400部 ・DTPソフト導入	総合政策課	
159	都市計画マスタープラン改訂事業	7,176	新規	【目的】 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の更新 【内容】 令和8年度 改訂業務委託 7,176千円	建設課	再掲載
160	地方創生地域づくりアドバイザー 事業(2-1-7)	4,301	継続	【目的】 本市の地域活性化を知見者からの支援を受けて強かに推進 【内容】 様々な課題に対して専門的な知見から国等の補助事業を有効活用する方法や、各省庁や民間企業とのマッチングを図る。  ①空き公共施設や廃校の今後を検討する事業 ②市街地活性化事業 ③まち、地域づくり事業 ④ふるさと納税事業	総合政策課	
161	LINEを活用した行政手続きのオンライン化事業	3,401	新規	【目的】 3ない窓口の実現による市民の利便性向上 【対象】 市民 【内容】 LINEを窓口とした行政手続きのオンライン化ツールを導入し、市民・職員双方にとってわかりやすく、利用しやすい3ない窓口を実現する。	総合政策課	
162	移動市役所事業 (2-1-7)	1,356	継続	【目的】 住み続けられる地域づくり (行政サービスの利便性向上と行政のDX推進) 【対象】 デジタル技術に不慣れな市民、移動手段がない市民 【内容】 通信機器等を搭載した車両が各集落まで出向くことで、地域にしながら行政サービスを受けられる環境を整備する。証明書等の発行業務を継続するほか、搭載サービスの拡充を図る。	総合政策課	再掲載
163	移住推進事業 (2-1-11)	6,610	継続	【目的】 尾花沢市総合戦略に基づく移住定住施策の推進 【内容】 ①メディア等を活用して情報を発信する。 ②移住体験ツアー、田舎暮らし体験助成、オーダーメイド型移住体験ツアー、若者回帰事業等を実施する。 ③移住関連イベントに参加しPRすることでIJUターンの促進と関係人口の拡大を図る。	定住応援課	

164	ふるさと暮らし応援事業 (2-1-11)	47,590	継続	<p>【目的】 定住・移住の促進</p> <p>【対象】 市民及び市外からの移住者</p> <p>【内容】 ①宅地取得等助成事業 ・10%で上限500千円、子育て世帯等の場合は20%で上限1,500千円 ・空き家購入費を含む宅地取得の場合、10%で上限1,000千円、子育て世帯等の場合は20%で上限2,000千円 ②新築住宅等助成事業 ・建築費の10%で上限1,000千円。市内業者加算500千円、子育て世帯等加算200千円 ・現在居住する住宅を解体し市内に建て替える場合、建替加算300千円 ③空き家活用支援事業 ・空き家購入者への改修支援（移住者・子育て世帯等）2/3で上限1,000千円 ・家財道具処分費用2/3で上限200千円 ④民間賃貸住宅等家賃助成 ・婚姻後1年以内で世帯全員が40歳未満又は転入後3年以内の世帯は、家賃月額20%で上限20千円（最長4年間） ・転入後3年以内のひとり親の子育て世帯は、家賃月額30%で上限30千円（最長4年間） ⑤民間賃貸住宅建設利子助成事業 ・民間賃貸住宅建設資金の利子1/2で上限600千円（最長3年間） ⑥結婚新生活支援事業 ・新婚世帯への住まいの助成（住居費、引っ越し費用）所得要件あり 夫婦とも29歳以下の世帯上限600千円、夫婦とも39歳以下の世帯上限300千円 ⑦克雪住宅建設等助成事業 ・事業費の30%上限600千円、子育て世帯等または高齢者世帯40%上限800千円 ⑧消融雪装置設置助成事業 ・事業費の30%上限600千円、子育て世帯等または高齢者世帯40%上限800千円 ・除雪機械の購入費の10%上限150千円</p>	定住応援課	再掲載
165	空き家利活用支援事業 (2-1-11)	662	継続	<p>【目的】 空き家の有効活用を通じた、移住定住の促進と生活環境の保全、地域活性化</p> <p>【対象者】 空き家所有者及び購入等希望者</p> <p>【内容】 ①空き家空き地バンク登録家屋等の調査 ②バーチャル内覧の実施 ③空き家等の相談会や勉強会の実施</p>	定住応援課	再掲載
166	地域おこし協力隊事業 (2-1-11)	15,587	継続	<p>【目的】 都市住民が地域おこし活動を行いながら地域への定住・定着を図る。</p> <p>【内容】 ・移住支援協力隊員の活動を支援 ・現在、2名程度の隊員を募集中</p>	定住応援課	
167	「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援基金事業 (2-1-15)	2,552,719	拡充	<p>【目的】 返礼品を通じた尾花沢の魅力発信とファンの拡大</p> <p>【内容】 R8は寄附金17.0億円を見込む。（R7当初15.5億円） ふるさと納税返礼品はスイカ、米、牛肉、銀山宿泊、フルーツを主力に尾花沢のPRと尾花沢ファンの拡大を図る。</p>	定住応援課	再掲載
168	企業版ふるさと納税基金事業 (2-1-15)	12,656	継続	<p>【目的】 地方創生に向けた取り組みを広くPRし企業から応援いただくことで財源の確保を図る。</p> <p>【内容】 企業に対する制度周知や情報発信、ポータルサイトの充実を通して寄附金増加を推進する。</p>	定住応援課	再掲載
169	証明書等コンビニ交付事業 (2-3-1)	4,592	継続	<p>【目的】 市民の利便性の向上</p> <p>【対象】 マイナンバーカードを取得している市民</p> <p>【内容】 全国のコンビニエンスストアに設置されている端末を利用することで、早朝・深夜・休日でも住民票・印鑑証明書・税証明の取得を可能とする。（手数料は窓口交付の半額）</p>	市民税務課	

170	ふるさと交流促進協議会補助金 (7-1-3)	5,000	継続	【目的】 市外・県外を対象とした観光PR、観光誘客拡大 【対象】 尾花沢市ふるさと交流促進協議会 【内容】 観光誘客・特産物販路拡大事業、観光案内事業、都市交流事業等を展開する。	商工観光課	再掲載
171	鶴子交流施設運営事業 (10-4-1)	2,542	継続	【目的】 旧鶴子小学校校舎及び体育館を活用し、スポーツ交流と生涯学習の拠点として管理運営する。 【対象】 市民 【内容】 旧鶴子小学校校舎及び体育館の適切な管理運営	社会教育課	
172	名木沢生涯スポーツ交流センター 運営事業 (10-5-2)	1,144	継続	【目的】 旧名木沢小学校体育館を活用し、スポーツ交流拠点として管理運営する。 【対象】 市民 【内容】 旧名木沢小学校体育館の適切な管理運営	社会教育課	
173	女性の社会参画推進事業 (10-4-2)	135	継続	【目的】 男女平等意識の浸透 【対象】 市民、市内企業 【内容】 広報活動を展開するとともに、学習会を開催する。	中央公民館	
174	地域活性化事業 (10-4-2)	10,420	継続	【目的】 地域及び集落の住民組織が行う地域の特性や資源を活かした個性ある地域づくりの推進 【対象】 地区及び集落の住民組織並びに市民で構成されたコミュニティ団体 【内容】 ①基礎交付金事業：地区の振興会等が地区公民館を拠点として行う地域づくり事業に対して支援する。 ②チャレンジ事業：地域の特性や資源を生かした地域づくり事業に対して支援する。 ③地域除雪活動支援事業：集落内の除雪困難者宅などの除雪を集落内の組織が行うものに対して支援する。 ④集落公民館管理費支援事業：集落公民館の電気・水道料金の基本料に対して支援する。 ⑤地域づくり協議会の活動を支援する。	中央公民館	
175	特定地域づくり事業	4,790	継続	【目的】 市外からの働き手を呼び込むとともに、市内から働き手が流出せぬよう、安定した雇用の受け皿となる特定地域づくり事業協働組合に対して財政支援を行う。 【内容】 運営費の1/2を補助。	定住応援課	再掲載
176	ワーク・ライフ・バランス実践企業支援事業 (10-4-2)	300	継続	【目的】 仕事と家庭の両立支援、女性の活躍推進 【対象】 市内に活動拠点を有する企業、事業所、法人、団体等（国及び地方公共団体を除く） 【内容】 「やまがたイクボス同盟」へ加入するとともに、ワーク・ライフ・バランス推進員を選任した企業について、次の要件を満たした場合、奨励金を交付する。（100千円交付） ①女性の管理職登用 ②男性社員の育児休業取得 ③法定を超える介護休業、休暇の取得 ④就学前の子を養育する女性を正規社員として雇用	中央公民館	再掲載